松 林 地 区

平成30年6月22日(金)

ちがさき都市マスタープラン改定骨子案に関する意見交換会 説 明 資 料

1. ちがさき都市マスタープラン全体構想概要版(第1章~第4章の概要) 【別紙1】

2. 将来都市構造(案)

【別紙2】

3. 地域別の取り組み方針(案)

【別紙3】

- 3-1. 地域区分
- 3-2. 北東部地域
- 3-3. 北部中央地域

茅ヶ崎市 都市部都市政策課

第1章 都市マスタープランとは

都市マスタープランの役割

- 都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」
- 市町村のすべての計画の基本となる総合計画の将来像を、都市計画の分野で実現しようと するもので、市町村が進める都市づくりの指針となるもの

改定の背景

○ 平成9年8月に策定された都市マスタープランを市民参画中心としたプランとして平成20年6月に改定

これからの都市づくり

- 平成26年3月には施策の進捗や社会情勢の変化等に対応するため、「東日本大震災の教訓を活かした都市づくり」と「低炭素まちづくり」の視点で一部見直しを実施
- 今後、人口減少や高齢化などの問題に直面し、社会経済状況も変化しているため、新たな都市づくりが必要なため本プランを改定

第2章 現状と課題

これまでの都市づくりの経緯

- 「湘南の快適環境都市 ~みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき~」 の実現に向けて、市民との協働による都市づくりに着目し、施策を展開
- 環境に配慮した低炭素まちづくりや、最低敷地面積の導入などによる快適な住環境の整備、自転車走行空間の整備などの取り組みを推進

茅ヶ崎市の現状

- 近年、まちづくりなどの分野において、市民や事業者など多様な主体 が参画
- 人々の生活スタイルも変化
- ⇒まちづくりの方向性や目標をみんなで共有し、まちなかで過ごせる ような居場所を多くつくるまちづくりを進めていきたい

市内外の方々が抱いている茅ヶ崎のイメーシ、イメージを構成する要素を調査

景観計画・みどりの基

■人々が抱く、『茅ヶ崎らしさ(価値・魅力)』とは

●○都心や観光地に比較的近く、他都市の魅力も味わえる

- ○海岸や里山があり、買い物もでき、<u>徒歩や自転車で行ける便利さ</u> (**まちがコンパクト**で、自然、駅周辺、商店、住宅などが近接)
- : - ⇒ 人とまちの「近接性」によるもの (「人とまちの距離がちょうどよい。」)

社会情勢変化

《国等の動き/人口減少、超高齢社会等への対応》

- ・持続可能な開発目標 (SDGs)
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略

茅ヶ崎市の将来展望

- ・国土形成計画~対流促進型国土の形成
- ・立地適正化
- ・スマートウエルネスシティ構想
- ·生物多様性国家戦略 ·国土強靭化



「多世代」の「交流」と「つながり」を創出

子どもや親、お年寄りをはじめ様々な人が外出し、思い思いの時間を過ごすことにより、 新たな発見や出会いがうまれ、まちの賑わい、地域経済の活力向上

「茅ヶ崎をより価値あるまちにし、まち中では誰もが自分らしく、その時の気分で思い思いの時間を過ご

まちづくりの方向性や目標をみんなで共有し、まち中で過ごせるような居場所を多くつくる

している。そんなまち中で、多世代が交流し、つながり、共生できるまち」 をめざします

【『茅ヶ崎らしさ』を高める都市づくり】

- ●「安全・安心」「快適」「便利」の視点で都市基盤の質の向上や産業基盤の強化
- ●社会情勢変化への新たな対応
- <u>『茅ヶ崎らしさ』を高める事項(3つ)</u>を意識した都市づくり
 - ①都市機能が近接している環境を強化すること
 - ②楽しく、リラックスして過ごせる空間をつくること
 - ③街なかの移動も楽しめること

○ 人口減少、超高齢社会

労働力の減少や税収減少など都市活力への影響、空き 家・未利用地の増加、外出機会の減少

○ ライフスタイルの多様化

働き方改革、昼間人口の増加など

- 広域連携、交流のポテンシャル向上 さがみ縦貫道路の開通などによる広域的な交通ポテン
- シャル向上 ○ **大規模地震の切迫性**
- 厳しさを増す財政状況

など

など

第3章 将来都市像

将来都市像

「多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち」 ~みんなで育む やすらぎとにぎわいのある快適環境都市~

温暖な気候の下で屋外での生活を楽しみながら、豊かな自然や利便性の高い都市機能などの多様なまちの魅力をライフスタイルに応じて使い分けることができ、また、様々なライフステージの人々がお互いに支えあいながら、いきいきと活躍できる都市

第4章 基本理念

基本理念

- ロ ユニバーサルデザインに配慮し、市民生活の「安全性」「快適性」 「利便性」を支えるとともに、地域や経済の活力の創出と、人々の支 え合いの基盤の構築を推進
- ロ 環境に配慮するとともに、みどりを様々な機能を持つ「グリーンインフラストラクチャー」と捉え活用
- ロ 「『茅ヶ崎らしさ』を高める事項」を市民・事業者・行政が共有して、 まちを育むことで<u>多世代が共生できる都市</u>をめざす

都市づくりの目標

- 1.多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり
- ~まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に~
- 2.地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり ~にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に~
- 3.安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり ~日常生活に必要な都市機能を向上し質の高い暮らしができる住環境に~

分野別の取り組み方針

土地利用 ~多様なライフスタイルを支えるまち~

交通体系整備 ~楽しく快適に移動できるまち~

自然・緑地整備 ~人と生きものが共存するみどりのネットワーク~

都市景観形成 ~軽やかな気持ちで過ごせる空間をつくる~

住環境整備 ~心地よく・住みよいまち~

都市防災 〜強さとしなやかさを備えた安全・安心なまち〜

3

【別紙2】

2. 将来都市構造 ~これからの都市づくりの骨格となるものを表現すると?~

「多世代が共生できる住みたい、住み続けたいまち」の実現に向けて、北部丘陵、農地、河川や海岸等のみどりの保全・整備をめざします。また、都市機能を支える幹線道路網の整備を推進するとともに、茅ケ崎駅をはじめとする鉄道駅を中心とした都市拠点、生活・防災機能を持つ拠点、海岸や緑地等の豊かな自然・景観を活かした交流拠点、景観拠点の形成をめざします。

(1) 水とみどりのつながりの形成

海岸、河川や丘陵は、本市の都市イメージを形成する代表的な自然資源及び景観資源となっています。 そこで、海岸や河川、北部丘陵の南面に広がる斜面緑地を「水とみどりのつながり」として形成し、豊かな自然や魅力ある景観の保全・整備をめざします。また、「水とみどりのつながり」を中心として生物多様性を保全し、豊かな自然に恵まれた都市づくりをめざします。

(2) 幹線道路網の整備と歩行者に配慮した交通体系の形成

国道 1 号を中心として形成されてきた市街地構成や幹線道路網を考慮し、東西方向及び南北方向の幹線 道路網を、格子型に結び、骨格道路として形成をめざします。広域的に都市間を連絡する国道 134 号は、柳 島向河原地区等の整備や中海岸漁港地区、ヘッドランド周辺の交流を育む場であることから、「広域交流軸」と して位置づけます。

また、人にやさしく環境に配慮した都市づくりを進めるとともに、環状道路の整備やバリアフリー化を進め、茅ケ崎駅周辺への通過交通の削減、歩行者や自転車を中心とした交通体系への転換をめざします。

(3) 都市拠点と生活防災機能を持つ拠点、交流拠点、景観拠点の形成

茅ケ崎駅周辺、辻堂駅西口周辺及び香川駅周辺については、「都市拠点」として位置づけ、これまでの都市 づくりを促進します。さらに、浜見平地区においては、地域の「生活・防災の機能を持つ拠点」として位置づけ、機 能を拡充していきます。

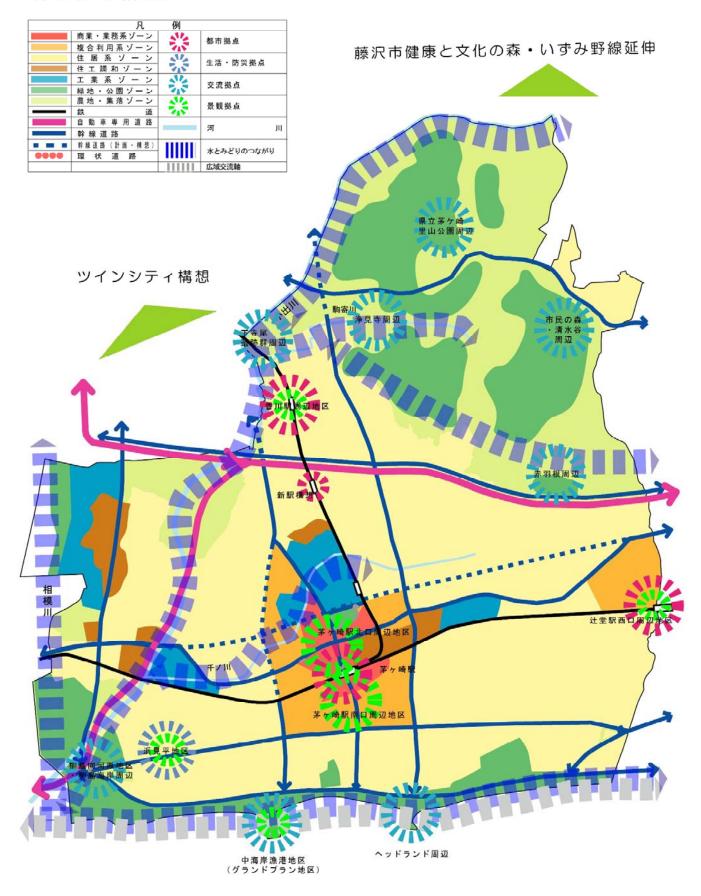
また、自然環境や歴史的資源の保全を含め、人と人との交流を育むポイントについては「交流拠点」として位置づけるとともに、商業・サービス機能や行政機能の集積がみられ、特に景観形成を図るポイントについては「景観拠点」として位置づけます。

(4) 地区特性に配慮したゾーンの形成

茅ケ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺を中心とする市街地周辺については、「商業・業務系ゾーン」として、商業・サービス等の都市機能の集積を図るとともに、周辺に広がる市街地については、地区の特性にも配慮しながら、「住居系ゾーン」「住工調和ゾーン」「工業系ゾーン」として、土地利用を維持し良好な市街地の形成をめざします。

また、主要な公園や緑地及び北部丘陵については、「緑地・公園ゾーン」として豊かな緑地環境の保全を図ります。さらに、農地が広がる地区については、「農地・集落ゾーン」として地域環境の保全・整備をめざします。

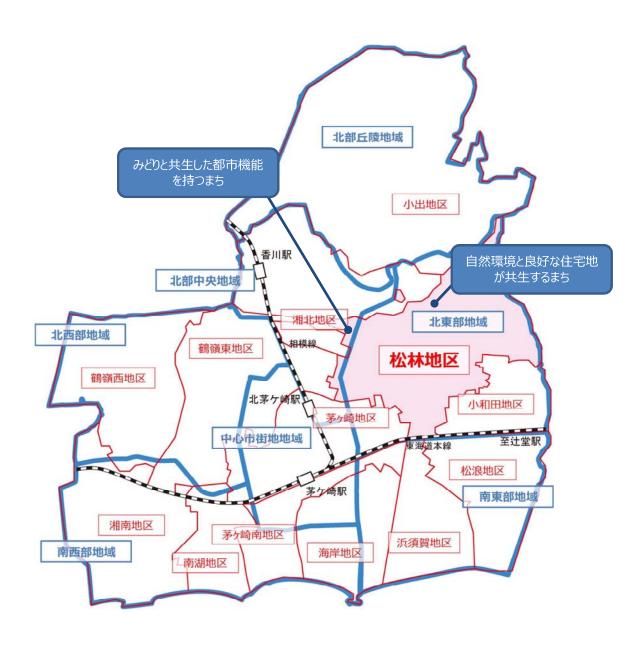
将来都市構造図(案)



3. 地域別の取り組み方針(案)

3-1 地域区分

地域別の取り組み方針は、①地形等の自然的条件、②土地利用としてのまとまりや一体性、③鉄道や幹線道路などの配置、④平成 20 年(2008 年)に改定した「ちがさき都市マスタープラン」の地域区分などを総合的に勘案し、以下の 7 地域に区分して都市づくりの方向性を定めました。



:地域の将来都市像

都市マスタープラン

北東部地域

3-4 北東部地域の都市づくりの方向

3-4-1 地域特性

- ●北東部地域は、地区の38%弱を住宅用地、農地が 13%弱、公園・ゴルフ場他が10%強、山林が 7%弱を占めており、他の地域と比べると農地や山 林、公園・ゴルフ場他の割合が高い地域となっていま す。
- ●本市を代表する農地や緑地が、地域北部の市街化 調整区域内に広がっています。地域の南部は住居系 用途地域が広がり、辻堂駅周辺には大規模商業施 設が立地しています。
- ●交通面では、国道1号が東西方向に、辻堂赤羽根線(小和田通り)と東海岸寒川線が南北方向に走っています。
- ●年齢別人口構成は、0 歳~44 歳が全市平均を上回っており、子育て世代を含め、若い年齢層の割合が高い構成となっています。

◆参考 将来人口の推移◆

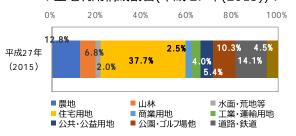


(注) 平成27年国勢調査を基に推計しています

《地域を構成する主な用途地域》

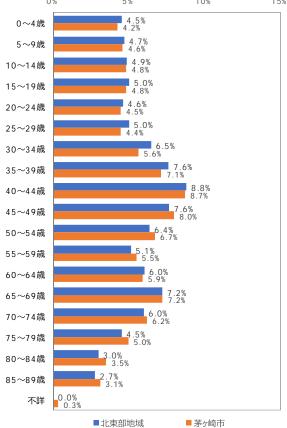
- ·住居系用途地域
- ·工業系用途地域
- ·市街化調整区域

◆土地利用構成割合(平成 27 年(2015))◆



資料: 平成 29 年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成 27 年(2015))◆



資料:平成27年国勢調査

3-4-2 地域の将来像

自 然 環 境 好 な 住 宅 地 が 共 生 す る ま ち ۲ 良

- 本市の貴重な北部丘陵の自然環境や田畑等を維持・保全し、身近に歴史やみどりを感じるまちをめざします。
- 豊かな自然環境や農地を活かし、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通して、地域の人々が豊かに暮らせる、ゆとりと潤いのある、自然環境と良好な住宅地が共生するまちをめざします。
- 辻堂駅周辺は、隣接する藤沢市のまちづくりと関わりながら、商業施設とともに、サービス機能等を向上させ、 子育て世代をはじめとした多様な世代に配慮された拠点を形成することで、生活しやすい環境をめざします。



北東部地域

3-4-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 人々の暮らしの近くに田畑や赤羽根の斜面林等の豊かなみどりを感じる本地域は、身近に自然環境とふれあ うことができる良好な環境の中で、築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域北部にある貴重な赤羽根斜面林等のみどりの保全をめざします。また、本地区に存在する都市農地等の身近なみどりは、都市にあるべきものとして整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 東海道本線沿線の工業地については、操業環境の維持・向上を促進し、既存の工業の保全に努めます。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性 に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

● 藤沢市のまちづくりと関わりながら辻堂駅周辺の都市拠点における、商業・サービス機能等の保全や向上をめ ざします。

○訪れたくなる環境づくり

● 赤羽根周辺の豊かな自然環境や農地等では、自然とのふれあいや農業・レクリエーション等を通じて、人と人との交流を育む場の形成をめざします。

交通体系整備

(1)安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全する ことに努めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁の長寿命化を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- 地域の交通の特性を考慮し、その地域に適した乗合交通のあり方を検討します。
- 交通事業者や近隣市町等と連携するとともに、既存の公共手段にとらわれることのない便利な乗合交通環境となるよう努めます。
- 辻堂駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進めます。
- バス停でのサイクルアンドバスライド (バス利用者専用自転車駐車場) の設置に向けた検討を進めます。

(3)暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

● PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 辻堂駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」において整備促進地区として定められており、公共 ガイドラインに基づくサイン等の整備等、安心して歩行者が通行することができる環境整備を進めます。
- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに 風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、 警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。
- 鉄道事業者及び事業所等に働きかけ、駅周辺及び商業施設周辺に小規模な自転車駐車場等の設置を 促進し、自転車等の利用者の利便性向上をめざすとともに、放置自転車の規制に努めます。

北東部地域

自然環境保全・緑地整備

(1) 人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどり等の充実

● 都市拠点のみどりについて人が集まり賑わいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出を目指し、景観計画や 関係審議会との協議を踏まえた緑化を推進します。

日常望見する位置にあり、景観上優れている赤羽根の斜面樹林等は、特別緑地保全地区の指定等による保全をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地、農業振興地域内の優良農地の保全に努めるとともに、営農環境の 整備、農地の利用集積に努めます。

また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

● みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能を有している水田等の保全や延焼遅延効果を持つ街路樹等の 保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

● 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

- 本地区の象徴的な自然環境を形成する北部丘陵や千ノ川、農地やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。
- 生物多様性の保全のため、自然環境評価調査において特に重要な自然環境として位置付けられた赤羽根 十三図等を生態系ネットワークの核として保全します。また、景観が優れているとともに、生きものの生息・生育 環境となっている赤羽根斜面林の保全をめざします。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会 う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

● 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指 定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

● 景観の事前検証を行い、魅力ある眺望の保全を進めます。

(2)屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- ●「辻堂駅西口周辺まちづくり基本計画」の進捗に併せて、特別景観まちづくり地区の指定拡大を進めます。 また、駅周辺の開発に伴い、人々が集える公共空間や公開空地の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- 特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことのできるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

● 公共空間で行うイベント、資源等の利活用、魅力の発信の方法等を、空間づくりに併せて進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、 人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

● 空き家等や空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活 用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが 快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道(汚水)整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道(汚水)の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを 常に確保するため、老朽化した下水道施設(管路やポンプ場等)の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。

(2) 安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

● 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域 住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

● 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします。

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力 を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

● 浸水の軽減のため、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

● 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を 十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- クラスター(延焼運命共同体)内における火災延焼をはじめとした被害を軽減するため、延焼遮断帯や避難場所、防災上の空間を確保し、機能の整備に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏ま えた計画への誘導をめざします。

(2)被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の 向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

北東部地域

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

● 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、 地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の 向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自 らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等 の地域の防災活動を支援します。

都市マスタープラン

北部中央地域

3-6 北部中央地域の都市づくりの方向

3-6-1 地域特性

- ●北部中央地域は、地区の 49%弱を住宅用地、農地が 6%強、公園・ゴルフ場他が 6%弱、商業用地が 5%を占めており、他の地域と比べると住宅用地や商業用地の割合が高い地域となっています。
- ●住居系用途地域が広がる中に生産緑地をはじめとする農地が点在し、田園環境が残る住宅地となっています。
- ●鉄道では、相模線が地域の南北を縦断し、香川駅、 北茅ケ崎駅があり、市民の大事な足となっています。 道路では、藤沢大磯線が東西方向に、東海岸寒川 線が南北方向に走っています。
- ●年齢別人口構成は、0歳~59歳までがほぼ全市平均を下回っており、60歳以上で全市平均を上回、 高齢者の割合が高い構成となっています。

◆参考 将来人口の推移◆



《地域を構成する主な用途地域》

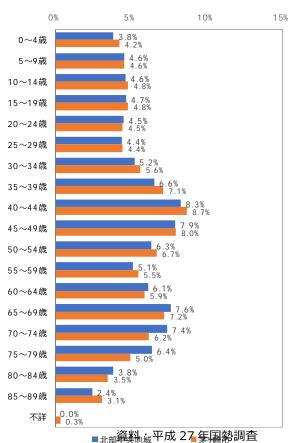
- ·住居系用途地域
- ·商業系用途地域

◆土地利用構成割合(平成 27 年(2015))◆



資料:平成29年度茅ヶ崎市都市計画基礎調査

◆年齢別人口の構成(平成 27年(2015))◆



3-6-2 地域の将来像

۳ 機 能 持 ち ŋ ۲ 共 生 b た 都 市 を つ ま み

- 農地やみどりの保全を図り、みどりと共生する住宅地の形成をめざします。
- 香川駅周辺は、市民の日常の暮らしや、様々な交流を支える、商業・業務・サービス機能等の機能充実をめ ざします。
- 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡への玄関口としての機能整備とともに、地区の魅力を発信し、活力の創出をめざします。



3-6-3 都市づくりの方針

土地利用

(1) 地域特性を生かしたまちづくり

○地域に根ざした文化を生かしたまちづくり

- 香川駅を中心とした住宅地や鶴が台団地等、人々の暮らしの場として発展してきた本地域は、良好な環境の中で築き上げてきた文化を踏まえ、まちの過ごしやすさの向上をめざします。
- 地域北部の駒寄川や斜面林、住宅地の中にある農地は貴重な自然環境として整備・保全をめざします。
- 住民一人ひとりがまちづくりの主体となり、都市計画制度を活用し、快適な住環境の維持・向上をめざします。
- 住まいの近くに生活に必要な施設を確保するために商業地の維持・整備をめざします。
- 工場や大規模施設等の跡地の利用については、無秩序な転換を行わないよう社会情勢の変化や地域特性 に応じた適正な土地利用を誘導します。

(2) 足を運びたくなる拠点の形成

○都市機能の集約の促進

- 香川駅周辺については、市民との協働によるまちづくりを継続しながら、駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入をめざします。
- (仮称) 西久保新駅周辺は、相模線の新駅整備の具体化にあわせ、香川駅周辺や茅ケ崎駅周辺との機能分担にも配慮し、新たな土地利用や都市機能の導入を検討します。

○訪れたくなる環境づくり

● 香川駅周辺は、居心地の良い空間整備に努め、人と人との交流や新たなまちの魅力を発見ができる拠点の 形成をめざします。

交通体系整備

(1) 安全で快適な道路交通の基盤づくり

○道路網等の整備と維持管理

- 周辺市町をつなぐ道路や自動車専用道路と連携し、本市へ出入りする道路の整備をめざします。
- 主要な施設を結ぶ道路の整備により、住宅地内の通過交通車両を抑制し、地内の環境を良好に保全する ことに努めます。
- 茅ケ崎駅周辺へ集中する交通を抑制するため、新国道線(環状道路)の整備を進めます。
- 幹線道路等を補完する市が管理する道路の整備に努めます。
- 市が管理する道路及び橋梁の長寿命化を進めるとともに、交通量が多く歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進めます。

(2) 過度に自動車に依存しない交通体系の形成

○乗合交通の利便性向上

- ◆ 交通事業者及び近隣市町等と連携し、環境面への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、だれもが利用のしやすい乗合交通となるよう利用環境の形成に努めます。
- 香川駅では、乗合交通の運行経路等のわかりやすい情報案内を通して、気軽に外出できる環境づくりを進め ます
- バス停でのサイクルアンドバスライド (バス利用者専用自転車駐車場) の設置に向けた検討を進めます。

○鉄道の輸送力増強

● 将来の相模線の利便性向上を見据え、(仮称) 西久保新駅の設置を鉄道事業者に働きかけます。 相模線の複線化に向けた段階的整備として、香川駅に車両の行き違い施設の整備を鉄道事業者に働きか けます。

(3)暮らしを楽しむ移動環境の形成

○乗合交通に関する取組

● PR や利用促進キャンペーン等を通じて、きっかけを提供することにより利用者の増加をめざします。

○歩行者空間・自転車利用環境の整備

- 歩道のバリアフリー化、ベンチ等の休憩施設の設置等歩行者が利用しやすく、歩きたくなる歩行者空間の整備を進めます。また、緑化等を含めた景観形成を図りながら、連続性のある歩行者空間の形成に努めます。
- 香川駅周辺においては、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー化等、安心して歩行者が通行 することができる環境整備を進めます。

- 「ちがさき自転車プラン」に基づき、自転車走行空間の整備、自転車の有効活用及び利用促進を図り並びに 風を感じる空間づくり及び暮らしを楽しむ仕組みづくりに努めます。
- 交通事故の起きないまちをめざして、歩行者及び自転車利用者等にとって安全な道づくりを進めるとともに、 警察等関係機関と連携をとりながら、信号機の設置並びに交通規制及びルール啓発等安全対策を進めます。

自然環境保全・緑地整備

(1)人々がふれあうみどりの充実

○身近なみどりの充実

 ◆ 公園や市街地の樹林、街路樹等の様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとのふれあいの機会の 提供やみどりの多様な機能を発揮させ、豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。また、みどりの保 全・再生・創出における生物多様性への配慮をめざします。

○立地ごとのみどりの充実

- 駒寄川、千ノ川については、市民が親しむことができる環境づくりに努めるとともに、周辺のみどりとの連続性を 高めることで、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 市街化区域縁辺部の農地、生産緑地をはじめとする優良農地の保全に努めるとともに、営農環境の整備、 農地の利用集積に努めます。

また、農産物の生産の場としての役割に加えて、防災・減災、生きものの生息・生育空間、景観形成、環境学習やレクリエーションの場等の多面的な機能を持つ農地の保全に寄与する取組を進めます。

○安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりの充実

あどりの防災・減災機能に着目し、延焼遅延効果を持つ街路樹や市街地の樹林等の保全を進めます。

○歴史と文化が息づくみどりの充実

● 本市の景観を形成する旧街道や史跡のみどり等の保全・再生に努めるとともに、歴史と文化が息づき、みどりを活用した人々の憩いの場の創出をめざします。

(2) 生きものが生育・生息するみどりの確保

○生物多様性の保全と生態系ネットワークの形成

● 本地区の象徴的な自然環境を形成する駒寄川や千ノ川、農地やまちのみどりは、快適な都市環境と健康的で豊かな生活を支えるとともに、生きものが生育・生息する重要なものであり、将来にわたり、持続性あるみどりとして保全・再生を進めます。

(3) みどりと人々が出会う協働の仕組みづくり

○多様な主体との連携

- 自然環境や公園等、様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会の創出をめざします。
- 市民・事業者・行政の協働により、緑化推進のための情報提供や支援策の充実に努め、みどりと人々が出会 う市民参加の仕組みの構築をめざします。
- みどりの保全活動を次世代へ継承していくための人材育成の仕組みの構築や、事業者や学校等教育機関でのみどりや生物多様性に関する取組を進めるための環境教育の場の創出をめざします。

都市景観形成

(1) 景観資源と眺望を守り、継承する

○景観資源の保全と活用

● 自然、史跡、公共施設、祭事等景観形成上重要な資源について景観資源への指定を進めます。また、指 定にあたっては、保全だけでなく、資源の活用も定めて指定します。

○眺望景観の保全

● 景観の事前検証を行い、茅ヶ崎の市街地や相模湾等眺望の保全を進めます。

(2)屋外の生活を楽しめる空間をつくる

○魅力ある公開空地や公共空間の創出

- 「香川駅まちづくり基本計画」に基づく整備や下寺尾官衙遺跡群の保存事業の進捗を踏まえ、特別景観まちづくり地区に指定し、建築物等の誘導を進めます。また、緑陰空間、ベンチの設置等人が集える公開空地や公共空間の創出を進めます。
- 道路や公共建築等公共施設にあたっては、景観計画に基づき、施設で行う活動等に併せて、人々が行きたいと感じる施設づくりを進めます。

(3) 茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する

○街なみに調和し、魅力あるサインの整備

- 茅ヶ崎市屋外広告物条例に基づき、街なみと調和した屋外広告物の規制誘導を進めます。
- ◆特別景観まちづくり地区等景観上重要な地域については、各地区の景観まちづくりの方針に基づき、広告物の形態を誘導します。
- 香川駅周辺のバリアフリー整備促進地区から(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺を基本に、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、住む人や訪れた人が、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインの整備を進めます。

○茅ヶ崎の魅力を伝える仕組みの構築

● 香川駅から下寺尾・堤地区に点在する史跡を回遊できる環境を整備するとともに、地区の魅力を発信する取組を進めます。

住環境整備

(1) 快適な住環境の形成

○良好な住環境の形成

- 高齢化が進展する住宅地では、多様な世代が共生する住環境の整備をめざします。
- まちなかの農地をはじめとしたオープンスペースや地域の公民館、小・中学校等の公共施設の活用により、 人々の交流の場づくりをめざします。

○空き家・空き地等への施策推進

● 空き家等や空き地等の発生予防および、適切な管理、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の利活 用を進めます。

○都市基盤整備の推進継続

- 道路・下水道・公園・ごみ処理場等の都市基盤の整備、維持管理を引き続き推進していくとともに、だれもが 快適に活動できるよう公共施設や歩道のバリアフリー化に努めます。
- 狭隘道路については、住民の協力を得ながら順次解消に努めます。
- 市街化区域においては、公共下水道(汚水)整備を行うとともに、整備が完了した区域においては、住宅等の排水設備の接続を促進します。市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、投資効果の高い区域においては公共下水道(汚水)の整備に努めます。
- 日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす下水道に起因する事故や機能停止を防ぎ、下水道サービスを 常に確保するため、老朽化した下水道施設(管路やポンプ場等)の計画的な改築に努めます。
- 公園については、長寿命化計画により、公園施設の維持管理を推進します。

(2)安心して住み続けられる住環境の形成

○地域の見守りの推進

● 犯罪の発生しやすい死角や暗がりを減らすといったハード面の環境整備とあわせて、不審者を警戒する地域 住民による見守りを促進します。

○セーフティネットの構築

● 高齢者や障害者等が安心して地域で住み続けられるよう、住宅や地域での生活支援に係る情報が共有 される住まいと暮らしのセーフティネットの構築をめざします

○住宅改善と良質な住宅供給の促進

- 大規模地震に備え、住宅の耐震化・不燃化等に関して必要な支援や制度の導入を促進します。
- 個別の建築物については、耐震化・不燃化・バリアフリー化による改善を促進するとともに、耐久性・省エネルギー・デザイン等の面で品質と性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

都市防災

(1) 災害時の被害の軽減と、都市機能の維持を実現できる基盤づくり

○地震に強い都市基盤の整備

- 災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保のため、市内の道路、橋梁について長寿命化を進めます。
- 災害時の被害の軽減や、被災後の迅速な復旧や物資供給等、重要な役割を果たす緊急輸送路を補完する道路、避難路の整備を進めます。
- 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力 を得ながら順次狭隘道路の解消に努めます。
- 倒壊の危険性が高い公共建築物の耐震化を進めるとともに、避難路沿道の建築物や多くの人が利用する建築物等の耐震化を促進します。

○雨に強い都市基盤の整備

● 浸水の軽減のため、公共下水道(雨水)の管渠やポンプ場の整備、下流側の河川の整備状況を踏まえて、 市が管理する千ノ川や駒寄川の護岸整備を進めます。また、宅地内雨水の流出抑制を促進します。

○災害情報の伝達体制の整備

● 市民に迅速かつ確実に災害情報を伝達するため、防災行政用無線、防災ラジオ、電子メール、ホームページ 等の多様な媒体を活用した情報伝達手段の整備を進めます。

○災害に備えた機能の整備

- 災害時の応急対策活動を行う上で重要となる公共施設を、防災上重要な拠点として、災害時にその機能を 十分に維持できるように、必要な整備を進めます。
- クラスター(延焼運命共同体)内における火災延焼をはじめとした被害を軽減するため、延焼遮断帯や避難場所、防災上の空間を確保し、機能の整備に努めます。
- 大規模な開発や土地利用転換等に際しては、その街区の安全性に加え、周辺市街地への防災効果を踏ま えた計画への誘導をめざします。

(2)被災後の復興に向けた取組の推進

○復興準備に取り組む体制の構築

- 平常時から市民、事業者、各種団体、学校、市等の主体が連携して復興の準備に取り組むための意識の 向上、体制づくりに努めます。
- 大規模な災害後、復旧・復興事業を実施していくにあたり、土地の権利関係の把握を迅速に行うため、国県及び近隣市と連携しながら地域の骨格となる官民境界等の明確化に努めます。

(3) 自助・共助による取組の促進

○一人ひとりの防災意識の向上

● 日頃から自分の身を守るための備えや適切な避難行動をとれるよう、洪水や津波、液状化等のハザードマップ、 地域危険度測定調査結果等により地域の災害リスクのさらなる周知を図り、市民一人ひとりの防災意識の 向上を促進します。

○地域と取り組む防災対策

- 避難所打ち合わせ会や地区防災訓練等の機会を通じて、円滑な避難所の立ち上げや運営を行う体制の構築をめざします。
- 茅ヶ崎市避難行動要支援者支援制度の周知に努め、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の自 らの備えとともに、地域で支援する共助の体制づくりを促進します。
- いざという時に地域でお互いに助け合えるよう、防災資機材の整備や連絡体制の構築、防災訓練の実施等 の地域の防災活動を支援します。